インター協同組合通信

2023年10月 No.16

(発行元)

〒105-0013 東京都港区浜松町2-8-14浜松町TSビル7F

TEL:03-5408-3611 FAX:03-5408-3612

作成者: 竹下・リザ



ブロモ山

ジャワ島東部、マランの北東約30kmに 位置する火山。

実習生インタビュー

12月に特定技能に延長予定の実習生と、3号に延長した実習生に、 延長しようと思った理由を聞きました!

群馬県の企業にて2号実習中のゲラルさん。 (12月から同じ企業で特定技能として延長予定です)

私にとって、実習生として日本に来ることができたことは、人生で一番良かったことです。なぜかというと、たくさん日本に行きたかった人々の中で自分が今の会社に採用していただくことができたからです。また、学生時代から日本のアニメと曲に興味を持っていたので、前からずっと日本に行きたくて、今はリアルな日本での生活を送っていることにとても喜びを感じています。

12月から、今の会社で特定技能に延長するつもりです。延長しようと思った理由としては、今の会社、特に社長がすごく実習生のことをとても大切にしてくださり、他の会社を探すよりここで延長した方が良いと強く思ったからです。社長が、実習生のために豚なしの弁当のメニューを作ってくださったり、よくスーパーまで連れて行ってくださったりします。そして、会社の50周年の記念パーティーでは実習生全員を招待してくださり、また実習生のためにスーツをレンタルしてくださいました。



ゲラルさん

会社の50周年記念パーティーで社長からいただいた実習生全員の似顔絵 (一番右側、ゲラルさんの似顔絵)















アガムさん

茨城県の企業にて3号実習中のアガムさん。 (今年の2月から3号に延長しました)

私にとって日本に来てよかったことはここで実習しているおかげで、たくさんのお金が貯金できてインドネシアの自分の家のまわりで土地をいっぱい買えるようになりました。その上、自分の性格にもいい影響があります。それは日本人の規律性を学べていることです。入国前の自分と比べたら今の自分は特に時間を守ることに対して、さらに規律性を持っていると感じています。

また、日本では寮生活で他の実習生と一緒に住まないといけないので、そこからもどうやって他の人とうまくやっていけるのかということを学んできました。他の人と住んで感じた一つの大きな問題が、掃除のことです。当番を作っていても守れない人が時々いるので、大変でした。しかし、問題があれば、皆がいつも気楽に話し合いをして、全員で解決しています。住んでいる寮と会社の雰囲気がすごく良いので、ここで3号として延長することに決めました。

実習生の写真 テーマ:仲間との日常



茨城県の企業にて実習している 実習生たち



栃木県の企業にて実習している 実習生たち



静岡県の企業にて実習している 実習生たち

入国後講習センター・入国後講習費用について

皆様もご存知のとおり、技能実習法における技能実習の流れとして、入国後1か月間入国後講習施設にて日本語を学習したのち、企業様に配属となっております。そこで、今回は実習生が入国してから1か月間勉強・生活を行う入国後講習施設についてご紹介いたします。

昨年5月より、「エスジー国際研修センター」(以下、センターと略記)を当組合の実習生の入国後講習施設として利用しております。千葉県流山市に所在し最大300名収容することができるセンターです。10月12日時点では、50名(うちインターの実習生は、6名)の実習生がセンターに在籍しているとのことで、現在は入国が落ち着いた状況でかなり人数が少ないとのことでした。

また、在籍数の実習生の国籍としてはベトナムが7割・次いでインドネシアが2割でトップ2は不動とのことです。その他、東南アジア(中国やタイなど)が中心で、常に多国籍の実習生が在籍しているということをセンターの職員の方より伺いました。

さらに、当組合はこれまで約170名の実習生がお世話になりました。このような人数の多さもあり、これまで入国後講習費用を75,000円にてご請求させていただいておりましたが、10月の入国分より70,000円にてお値下げいただくことになりましたので、こちらも併せてご案内させていただきます。



現在在籍中のインターの実習生 **6**名 昼食中の様子です



授業中の様子 です





重要なお願い



大阪府の鉄筋加工会社で技能実習生として働いていたベトナム人男性が、在留資格の変更に必要な手続きを会社側が怠ったために実習を続けられなかったとして、約670万円の損害賠償を求め、起こした裁判の判決として、会社側に約330万円の賠償を命じたという実例がありました(2023.9.28 朝日新聞記事引用)。

皆様もご存知のとおり、技能実習法などにおいて実習生が2年目以降の実習を希望する場合、受け入れ企業側が、在留資格の更新に必要な実習計画の認定を「外国人技能実習機構」から受けるよう定められており、在留期限の3か月前までに申請することが求めてられています。

また、同機構のまとめによると、2年目以降の実習に必要な計画は21年度に約6万件、22年度に約10万件認定されています。

私どもも何より実習生の期日管理には日々、細心の注意を払っております。在留資格変更及び期間更新など、企業様にご回収いただく必要書類があります場合には、余裕を持って各営業担当よりご依頼させていただいるかと存じます。

上記のように、実習生が企業側に賠償命令を行ったという実例もございますため、締切期日までに確実にご準備いただきご提出いただきますよう改めてよろしくお願いいたします。



ことわざ講座

マル ブルタニャ スサットディジャラン

Malu bertanya sesat di jalan.

※聞くのは一時の恥聞かぬは一生の恥。

Malu=恥ずかしい bertanya=尋ねる sesat di jalan=道に迷う

(例文)

カラウ サジャ サア ラバト ブルタビャ

Kalau saja saat rapat bertanya,

パスティ カム ティダ アカン ムラクカン クサラハン イトゥ pasti kamu tidak akan melakukan kesalahan itu.

カタ ブバタ マル ブルタニャ スサット ディ

Kata pepatah, malu bertanya sesat di jalan.

※会議の席でしっかり質問しておけば、

そんなミスをしなかったのに。

道を聞くのを恥ずかしがると道に迷うというじゃないか。



インター協同組合

_

【東京本部】 〒105-0013 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル7F

TEL:03-5408-3611 FAX:03-5408-3612



INTER.KUMIAI

Facebook

